

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可)について

(諮問第3088号)

<目 次>

1	答申書(案)	1
2	申請概要	5
3	審査結果	12

別添

- 交付金の額及び交付方法の認可申請書(写)
- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書(写)

平成28年11月18日

総務大臣
山本 早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照

答 申 書 (案)

平成28年9月27日付け諮問第3088号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見及びそれらに対する考え方

平成 28 年 1 月 18 日
情報通信行政・郵政行政審議会

意見	考え方
<p>聴覚障害がい者等も電話を利用できるように、ユニバーサルサービスの見直し、ユニバーサルサービスの一環として電話リレーサービス位置づけのべき。</p> <p>○ 聴覚障害者、盲ろう者、発話障害のある人なども電話を利用できるように、ユニバーサルサービスの定義を見直し、ユニバーサルサービスの一環として電話リレーサービスの提供をお願い致します。</p> <p>ITU-T の 2014 年 11 月の Model ICT accessibility Policy Report の 10～11 ページにおいて、「ユニバーサルサービスの対象に障害者を含めるべきである」と勧告されています。</p> <p>また、障害者権利条約の第 9 条においても通信サービスへのアクセスは求められています。韓国やタイにおいても、このサービスは通信のアクセシビリティの問題として既に公的に取り組まれています。</p> <p>前向きなご検討をお願い致します。</p> <p>【日本財団】</p> <p>○ 障害者権利条約を批准し、障害者差別者解消法の施行により、交付金の対象に視覚障害者に対する通話の補償をする業務を追加すべきと思います。</p> <p>高齢者を含む聴覚障害者は、音声の通話が困難です。欧米で実施されている聴覚障害者向けの電話リレーサービスの実施のために、交付金を使うべきです。</p> <p>障害者権利条約の批准後、障害者差別解消法が施行されています。通信事業者の通話のユニバーサルサービス化を図ることは通信事業者が公益性の観点から義務化に等しいものです。</p> <p>【個人】</p> <p>○ 今回のパブコメは、ユニバーサルサービス制度における、徴収料金の妥当性等に関するコメントを求めているものであり、これは現在のユニバーサルサービス制度の目的が、日本国民が全国「どこでも」電話通話のサービスが享受できるようにするために設けられた制度としているためと認識されます。</p> <p>しかし、「ユニバーサル」という言葉の定義を考えた時、「どこでも」に加えて「誰でも」電話通話のサービスが享受できるという視点が重要ではないでしょうか。具体的に言えば、ろう者、難聴者の聴覚障害者さらには、視覚障害者、移動障害者、認知障害者を持つ人達も電話通話のサービスが享受できるということです。</p>	<p>○ 我が国のユニバーサルサービス制度は、NTT東日本・西日本による加入電話等のユニバーサルサービスを、引き続き、地域間格差なく提供することを確保するための制度である。</p> <p>○ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備を提供する電気通信業務は、現行制度において、ユニバーサルサービス交付金の交付による支援の対象となっており、この中において、障害者の方々の通信について現行制度における支援が行われているところ。</p> <p>○ 支援対象の在り方については、IP化の今後の見通しも踏まえ、別途、総務省において、必要に応じ検討していくことが適当と考えられる。</p>

	<p>この考え方は、すでに世界的にも浸透しており、ITU-T の 2014 年 11 月の Model ICT accessibility Policy Report でも、ユニバーサルサービスの利用者の定義として「障害者を含む」ICT サービスの利用者である個人」(“Users” means individuals who are consumers of ICT services, including persons with disabilities.)と、利用者のなかに障害者を明記しています。</p> <p>今年 4 月の障害者差別解消法の施行など障害者を囲む環境は大きく変化しており、今回のパブコメを契機にユニバーサルサービス制度の在り方について幅広い観点で検討され、諸外国と同様に持続可能なべきユニバーサルサービス制度を国として構築することを強く要望するものです。</p> <p>【個人】</p>
--	--

申請概要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会(会長 鵜浦博夫)
(基礎的電気通信役務支援機関、以下「支援機関」という。)

2 申請年月日

平成 28 年 9 月 16 日

3 申請の概要

支援機関が、ユニバーサルサービス制度に基づく交付金及び負担金について次の認可を受けようとするもの。

- ① 電気通信事業法（以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定に基づき、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）に交付する交付金の額及び交付方法
- ② 法第 110 条第 2 項の規定に基づき、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法

3 ①法第 109 条第 1 項の規定に基づく交付金の額及び交付方法

ア 交付金の額

支援機関は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第 5 条第 1 項に基づき、交付金の額を算定。

(1) 補填対象額

	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本・ 西日本合計
加入電話に係る加入者回線（基本料）	20.5 億円	10.9 億円	31.4 億円
加入電話に係る緊急通報	0.3 億円	0.2 億円	0.6 億円
第一種公衆電話に係るもの	19.5 億円	17.8 億円	37.3 億円
合計※	40.4 億円	28.9 億円	69.3 億円

※ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

注 NTT 東日本及びNTT 西日本は平成 26 年度決算において特別損失として PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄に係る環境対策引当金繰入額を計上しており、このうち基礎的電気通信役務に係る費用を算入した原価を用いて算定している。

このため、算定規則第 3 条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せ行われている。

（参考）NTT 東日本及びNTT 西日本の平成 27 年度基礎的電気通信役務収支表

	NTT 東日本			NTT 西日本		
	収益	費用	営業利益	収益	費用	営業利益
加入電話	2,176 億円	2,548 億円	▲372 億円	2,206 億円	2,617 億円	▲411 億円
基本料	2,176 億円	2,546 億円	▲369 億円	2,206 億円	2,614 億円	▲408 億円
緊急通報	-	3 億円	▲3 億円	-	3 億円	▲3 億円
第一種公衆電話	6 億円	24 億円	▲18 億円	3 億円	18 億円	▲15 億円
計	2,182 億円	2,572 億円	▲390 億円	2,210 億円	2,636 億円	▲426 億円

(2) 各適格電気通信事業者に対する交付金の額の算定

○ NTT東日本に対する交付金の額
= 40.4億円 - NTT東日本の算定自己負担額[※]

○ NTT西日本に対する交付金の額
= 28.9億円 - NTT西日本の算定自己負担額[※]

※ NTT東日本及びNTT西日本を接続電気通信事業者等とみなし、算定規則第27条第1項及び第2項の規定を適用して負担金の額を算定した場合の負担額。

イ 交付方法

(1) 交付手段

銀行振込（振込手数料は、支援機関が負担。）

(2) 交付金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月から3ヶ月後の末日までに、支援機関が各適格電気通信事業者に対して交付金額の通知を行う。

(3) 交付金の交付期限

交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各適格電気通信事業者に対して交付金を交付する。

(4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

各月の接続電気通信事業者等が納付する負担金の合計額に、当該適格電気通信事業者に係る補填対象額及び支援業務費の合計額に占める当該適格通信事業者に係る補填対象額の割合を乗じる。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に

つき、算定規則第 22 条第 1 項各号（会社更生法の適用等）に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

（6）支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

3② 法第 110 条第 2 項の規定に基づく負担金の額及び徴収方法

ア 負担金の額

支援機関は、算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項に基づき、各接続電気通信事業者等^{※1}の負担金の額を算定（適格電気通信事業者別に算定し、次の（a）、（b）及び（c）の合計額。）。

（a）最終算定月前月までの負担金の額

当該接続電気通信事業者等の平成 29 年 1 月（予定）末～最終算定月の前月（平成 29 年 11 月（予定））の月末の算定対象電気通信番号の総数に番号単価^{※2}を乗じた額

（b）最終算定月の負担金の額

全接続電気通信事業者等から平成 29 年中に徴収すべき額（補填対象額に支援業務費を加えた額）から、最終算定月前月までに納付した全接続電気通信事業者等の負担金及び算定自己負担額の合計額（前年度残余额も含む。）を控除した額に、接続電気通信事業者等ごとの最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数が全接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の総数に占める割合を乗じた額

（c）当該接続電気通信事業者等の前年度残余额

(※1) 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（平成28年8月末現在 23社）。

(※2) 番号単価は平成18年総務省告示第429号に従って支援機関が算定。補填対象額、支援業務費（平成28年度中の費用額（平成28年3月に認可）に前年度の次期繰越収支差額を差し引いた額）、前年度過不足額を合算した額を平成28年の予測算定対象電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

$$\begin{aligned} & \text{(NTT東西の補填対象額の合計額+支援業務費-予測前年度過不足額)} \\ \text{①合算番号単価} &= \frac{\text{平成29年の予測算定対象電気通信番号の総数}}{\text{(69.3億円+0.7億円-1.3億円)}} \\ &= \frac{\text{29.1億番号}}{\text{29.1億番号}} \\ &= 2.363\dots \text{円} \Rightarrow \text{2円 (整数未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②NTT東日本} \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補填対象額}}{\text{NTT東西の補填対象額の合計額}} \\ &= 2\text{円} \times \frac{40.3\text{億円}}{69.3\text{億円}} \\ &= 1.165067341\dots \text{円} \Rightarrow \text{1.16506734円 (小数点以下8位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{③NTT西日本} \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補填対象額}}{\text{NTT東西の補填対象額の合計額}} \\ &= 2\text{円} \times \frac{28.9\text{億円}}{69.3\text{億円}} \\ &= 0.834932658\dots \text{円} \Rightarrow \text{0.83493266円 (小数点以下8位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

上記番号単価は、平成29年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に提供する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(※) 現時点では、最終算定月が平成30年3月になる見込みであり、算定規則第27条第1項にある告示に従って、同年7月以降の番号単価を見直すこととなる。

イ 徴収方法

(1) 納付手段

銀行振込（振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担。）

(2) 負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3ヶ月後に以下の事項を支援機関が接続電気通信事業者等に通知。

- ① 毎月の負担金の額（番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額）
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3ヶ月後の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限の翌日から納付する日までの日数に、1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付。

(5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

審 査 結 果

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審査結果	理 由
1 交付金の額が算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 24 条(1)）	適	<p>交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）第 5 条第 1 項に定める方法に従って補填対象額から各適格電気通信事業者の算定自己負担額を控除した額としており、妥当なものであると認められる。</p> <p>補填対象額は、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）のそれぞれの営業、保守等の業務及び電気通信設備の費用に基づき、算定規則第 5 条、第 15 条及び第 19 条に定める方法に従って算定していることから、妥当なものであると認められる。</p> <p>なお、当該算定に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）」に関連した特別損失（環境対策引当金繰入額）を計上するため、算定規則第 3 条ただし書に定める許可申請が本申請と併せて行われており、別記のとおりであることから、当該算定は妥当なものであると認められる。</p> <p>NTT 東日本及び NTT 西日本に対する交付金の額は、算定規則第 5 条第 3 項に定めるとおり、平成 27 年度の基礎的電気通信役務収支における営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額を下回ることから、妥当なものであると認められる。</p>
2 交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 24 条(2)）	適	<p>交付する時期（交付期限）及び交付手段（交付金の額の通知、各月の交付金の額の計算方法、交付金の交付の特例及び交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策）について、適正かつ明確に定められていることから、妥当であると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。（審査基準第 24 条(3)）	適	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

② 法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	審査結果	事由
1 負担金の額が算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第 25 条(1))	適	<p>負担金の額は、算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項に定める方法に従って、最終算定月前月までの各月の負担金の額、最終算定月の負担金の額及び前年度残余额を合算した額としており、妥当なものであると認められる。</p> <p>算定規則第 27 条第 1 項で定める番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に基づき補填対象額、支援機関の支援業務に係る費用（以下「支援業務費」という。）の額及び前年度過不足額の合計額を平成 29 年中の予測算定対象電気通信番号の総数で除して算定しており、妥当なものであると認められる。</p> <p>補填対象額は、NTT 東日本と NTT 西日本のそれぞれの営業、保守等の業務及び電気通信設備の費用に基づき、算定規則第 5 条、第 15 条及び第 19 条に定める方法に従って算定していることから、妥当なものであると認められる。</p> <p>なお、当該算定において、特別措置法に関連した特別損失（環境対策引当金繰入額）を計上するため、算定規則第 3 条ただし書に定める許可申請が本申請と併せて行われており、別記のとおりであることから、当該算定は妥当なものであると認められる。</p> <p>支援業務費の額は、平成 28 年度の収支予算額（平成 28 年 3 月認可済み）から前年度の支援業務費の繰越額を減じた額としており、妥当なものであると認められる。</p>
2 負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 25 条(2))	適	<p>納付する時期（納付期限）及び納付手段（負担金の額の通知、延滞金の納付及び負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策）について、適正かつ明確に定められていることから、妥当であると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。(審査基準第 25 条(3))	適	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

(別記)

特別損失（環境対策引当金繰入額）の扱いについて

環境対策引当金繰入額は、NTT 東日本及び NTT 西日本に課せられた法的責務を果たすために必要な原資となるものであり、NTT 東日本及び NTT 西日本が提供する全ての電気通信役務に費用配賦して回収すべき費用であることを踏まえれば、基礎的電気通信役務を提供するために要する費用であること、基礎的電気通信役務に関連する費用の算定が適切に行われていること等から補填対象額に算入することは妥当なものであると認められる。このことから、総務省は算定規則第 3 条ただし書に定める許可申請について許可を行う予定である。



交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支 — 1 7 9
平成 2 8 年 9 月 1 6 日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所 東京都千代田区神田小川町一丁目
 10番地 興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう うのうら ひろお
 会長 鵜浦 博夫

電気通信事業法第109条第1項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する
交付金の額

$$= Ce - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')\} \cdot En / Mn - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
[=6,927,456,473円]

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,035,476,648円]

Sは、支援業務費の額 [=72,838,731円]

nは、最終算定月 [=平成29年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

tは、各月 (平成29年1月予定～最終算定月)

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Enは、n月 (最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 29 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 29 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.16506734 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成 28 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (平成 28 年 2 月～前年度の最終算定月)

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet' は、 t' 月の番号単価 [平成 28 年 2 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20573999 円/月・番号、平成 28 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.80833663 円/月・番号]

Pen' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,759,576,086 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,075,145,605 円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=55,343,396 円]

西日本電信電話株式会社に対する
 交付金の額

$$\begin{aligned}
 = & Cw - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \{Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \\
 & \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn')\} \cdot Wn / Mn \\
 & - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn')
 \end{aligned}$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
 [=6,927,456,473円]

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,891,979,825円]

S は、支援業務費の額 [=72,838,731円]

n は、最終算定月 [=平成29年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月(平成29年1月予定～最終算定月)

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn は、 n 月(最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
 (i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Mn は、 n 月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成29年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)[平成29年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.83493266円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成28年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月(平成28年2月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Mn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔平成28年2月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.79426001円/月・番号、平成28年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.19166337円/月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zwt は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{it'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,759,576,086円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,684,430,481円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=55,343,396円〕

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成28年12月）から変更となる場合、 t において「平成29年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 交付金額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、適格電気通信事

業者に対して交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

(4) 各月の交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right) \text{を補てん対象額の割合で案分した額}$$

②最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= (負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額 - 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額)

$$\times \left(\frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right) \text{を補てん対象額の割合で案分した額}$$

ただし、各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」-「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案

分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。



負担金の額及び徴収方法認可申請書



T C A 支 — 1 8 0
平成 2 8 年 9 月 1 6 日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所 東京都千代田区神田小川町一丁目
 10番地 興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう うのうら ひろお
 会長 鶴浦 博夫

電気通信事業法第110条第2項の規定により、負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

- ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
- ② 平成27年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下、「算定規則」という。）別表第11に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

東日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{i=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{i=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額
〔=6,927,456,473円〕

G_e は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,035,476,648円]

S は、支援業務費の額 [=72,838,731円]

n は、最終算定月 [=平成29年12月予定。以下、この計算式において同じ]

t は、各月 (平成29年1月予定～最終算定月)

Et は、 t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., N_{Ft} のうちの対応する値)

Nn は、 n 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., N_{Ft} のうちの対応する値)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成29年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成29年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.16506734円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成28年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (平成28年2月～前年度の最終算定月)

Et' は、 t' 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ft'n'}$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet' は、 t' 月の番号単価 [平成28年2月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.20573999円/月・番号、平成28年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.80833663円/月・番号]

Pen' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の番号単価

Z_e は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=C_e' + S' \cdot C_e' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,759,576,086円]

C_e' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,075,145,605円]

S' は、前年度の支援業務費の額 [=55,343,396円]

西日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Nt] + \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \sum_{i=1}^{Fn} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Nn / Mn + Pwn' \cdot Nn' - Zw \cdot Nn' / Mn'$$

C は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,927,456,473円]

Cw は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,891,979,825円]

S は、支援業務費の額 [=72,838,731円]

n は、最終算定月 (=平成29年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

t は、各月 (平成29年1月予定～最終算定月)

Wt は、 t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Nt は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., N_{Ft} のうちの対応する値をとる)

Nn は、 n 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., N_{Fn} のうちの対応する値)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。ま

た、原則として平成29年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)〔平成29年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.83493266円/月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔=平成28年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月(平成28年2月～前年度の最終算定月)

Wt' は、 t' 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(Nn' は、 N_1n' , N_2n' , ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔平成28年2月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.79426001円/月・番号、平成28年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.19166337円/月・番号〕

Pwn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=6,759,576,086円〕

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,684,430,481円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔=55,343,396円〕

※ 各接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)の負担金の総額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合(3%)を乗じて得た額とする(整数未満の端数は四捨五入)。

※ 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額(以下「負担金等の額」という。)の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に

占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成28年12月）から変更となる場合、tにおいて「平成29年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

(2) 負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

① 各接続電気通信事業者等の負担金の額

② 負担金の納付期限

③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。